栃木県次期プラン策定要綱

1 次期プラン策定の趣旨

栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」は、本県の将来像として「「安心」「成長」「環境」をともにつくる、元気度 日本一 栃木県」を掲げた、5年間(平成23年度から平成27年度)の県政の基本指針であり、現在、県民の力を結集しその推進に全力で取り組んでいるところである。

我が国においては、人口減少時代を迎え、少子高齢化やグローバル化の進展などによって社会構造が大きく変化する中、経済の再生、持続可能な社会保障制度の確立、地域コミュニティの脆弱化、エネルギー需給問題、各種の社会資本の老朽化対策などの課題が山積している。

加えて、本県においては、東日本大震災を乗り越え復興から力強い成長に向けた歩みを確実なものにするとともに、実力に相応しいブランド力の向上を図りながら、今後予定されている大型イベントを活用するなど、本県の魅力・実力を県内外へ発信していくことが求められている。

こうした課題を真正面から受け止め、これまでの成果を継承しながら、本県の持続的 な成長と豊かで安定した県民生活の実現を図るため、新たな県政の基本指針となる次期 プランを策定する。

2 次期プランの性格と役割

次期プランは、中長期的な展望の下、県民とともに目指す本県の将来像を描き、その 実現に向けた基本的な方向性を明らかにするとともに、今後5年間の目標や重点的かつ 戦略的に取り組む施策を示す県政の基本指針とする。

また、県民や企業、各種団体、市町村など、すべてのとちぎづくりの担い手が将来像を共有し、その実現を目指し、ともに歩んでいくための共通の目標という役割も担うものとする。

3 次期プランの計画期間

次期プランの計画期間は、21世紀中頃を展望した、平成28年度から平成32年度までの 5年間とする。

4 次期プランの内容

次期プランに記載する内容・項目は、次のとおりとする。

- (1) 中長期的な展望を踏まえた本県の目指すべき将来像
- (2) 将来像の実現のための政策展開の基本的な方向性に関する事項
- (3) 県が重点的かつ戦略的に取り組む課題と施策に関する事項
- (4) その他次期プランを推進するために必要な事項

5 次期プランの策定体制

次期プランの策定に当たっては、県議会をはじめ、広く県民の意見等を求めるととも に、策定事務を円滑に進めるため、策定体制を次のとおりとする。

(1) 次期プラン策定懇談会の設置

「4 次期プランの内容」に掲げる事項等について、意見を求め、それらを次期プランに反映させるため、知事が委嘱する学識経験者等の委員で構成する「次期プラン策定懇談会」を設置する。

(2) 県民からの意見の聴取

県民の意見を次期プランに反映させるため、各種広報・広聴事業を活用し、広く県 民の意見を聴取するとともに、アンケート調査やパブリックコメント等を実施する。

(3) 県民への情報提供

県の広報誌やホームページ、各種の広報媒体などを活用して、次期プランの策定状況等について、県民へ情報提供を行う。

(4) 市町村の意向調査

県内市町村の課題や意向を把握し、それらを次期プランに反映させるため、市町村 長の意向調査や市町村職員との意見交換等を実施する。

- (5) 庁内体制の整備
 - ① 部局間の各種調整等を進めるため、「次期プラン策定調整会議」を設置する。
 - ② 本格的な人口減少社会への対応など部局横断的な課題・重要テーマについて検討するため、必要に応じてワーキンググループ等を設置する。
 - ③ 次期プランの策定事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

6 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、次期プランの策定に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) この要綱は、平成26年5月12日から適用し、次期プランの決定をもって廃止する。

栃木県総合計画(重点戦略)の経過について

年 度	名称	総合計画 重点戦略	構成
平成18年度 ~ 平成22年度	とちぎ元気プラン	む施策・事業を網羅的、体系的に整理)	第1部 めざす"とちぎ"の姿 〇"とちぎ"の将来像 「活力と美しさに満ちた郷土"とちぎ"」 〇"とちぎ"づくりの基本姿勢 「新たな"公(おおやけ)"を拓く」 〇5つの基本目標 基本目標1「知恵にあふれ心豊かな人づくり」 基本目標2「いのちをやさしく見守る社会づくり」 基本目標3「確かな技術と創造性に富む産業づくり」 基本目標4「快適でにぎわいのある交流地域づくり」 基本目標5「安心のくらしを支える環境づくり」
			第2部 県政の基本方向 3つの重点テーマ、5つの基本目標、13の政策、50の施策を規定 ○重点テーマ1「"とちぎの人間力"を高める」 重点テーマ2「社会全体で子育てを支える」 重点テーマ3「個性あふれる地域を創る」 ○基本目標1「知恵にあふれ心豊かな人づくり」 基本目標2「いのちをやさしく見守る社会づくり」 基本目標3「確かな技術と創造性に富む産業づくり」 基本目標4「快適でにぎわいのある交流地域づくり」 基本目標5「安心のくらしを支える環境づくり」 第3部 "とちぎ"づくりプログラム 50の施策に156の単位施策を規定
平成23年度 ~ 平成27年度	新とちぎ元気プラン	重点戦略 (県が5年間に重点的 に取り組む戦略・プロ ジェクトを整理)	
平成28年度 ~ 平成32年度	(次期プラン)	重点戦略 (県が5年間に重点的 に取り組む戦略・プロ ジェクトを整理)	

栃木県次期プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 県政の基本指針となる次期プランの策定に当たり、栃木県議会、市町村、関係団体等から幅広く意見等を聴取するため、栃木県次期プラン策定懇談会(以下「策定懇談会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 策定懇談会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 次期プランの検討に関すること。
 - (2) その他次期プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 策定懇談会は、委員40人以内をもって組織する。
- 2 策定懇談会の委員は、栃木県議会の議員、市町村の長を代表する者、関係団体の役員、学識 経験のある者、公募により選考された者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第2項に規定する委員の公募に関する取扱いについては、知事が別に定める。 (会長)
- 第4条 策定懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 策定懇談会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見を 聴取することができる。

(部会)

- 第6条 策定懇談会には、専門的事項を検討するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の諮問に応じ、検討を行い、その結果を報告する。
- 3 部会の委員は、策定懇談会の委員のうちから、会長が指名する。
- 4 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営については、前2条の規定を準用する。 (庶務)
- 第7条 策定懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月12日から施行し、平成28年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の策定懇談会は知事が、最初の部会 は会長が招集する。

栃木県次期プラン策定懇談会委員名簿

平成26年10月1日現在

氏 名	役職等	
いいじま かずひこ 飯島 一彦	(株)下野新聞社取締役	
エ十嵐 幸子	公募委員	
伊沢 正吉	(株)あしぎん総合研究所 代表取締役社長	
がたばし のぶゆき 板橋 信行	(公社)栃木県経済同友会 産業政策委員会委員長	
大澤慶子	文星芸術大学美術学部専任講師	
大山 知子	栃木県老人福祉施設協議会会長	
加藤剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会 会長	
かわばた ひであき 川端 秀明	(一社)みんなのとしょかん代表理事	
菊地 治子	公募委員	
北村光弘	(一社)栃木県商工会議所連合会会長	
*のした きみこ 木下 富美子	元内閣府政策企画調査官・ (株)博報堂ブランドデザインコンサルタント	
古口莲也	栃木県町村会会長	
足玉 博昭	白鷗大学法学部教授	
小林雅彦	国際医療福祉大学医療福祉学部教授	
小山 さなえ	作新学院大学経営学部准教授	
ğ n k j tři	栃木県林業振興協会会長	
佐藤 業一	栃木県市長会会長	
をとうりょう	栃木県議会議員	
しのはら まなみ 篠原 真奈美	(社福)まこと福祉会茂呂保育園園長	
須賀 英之	宇都宮共和大学・宇都宮短期大学学長	

		平成26年10月1日現在	
氏	名	役 職 等	
髙橋	武	栃木県農業協同組合中央会会長	
たかはし 高橋	君菜	宇都宮大学国際学部准教授	
竹内	朝寺子	栃木県生活協同組合連合会会長理事	
でずか手塚	貴子	とちぎ未来大使・ 元栃木SCアカデミーセンターコーチ	
かり	しげる	帝京大学経済学部教授	
*************************************	きみゆき公之	(一社)栃木県医師会常任理事	
サ村	まょうこ 京子	(学)矢板中央高等学校理事長	
サ村	神ず司	宇都宮大学国際学部教授	
野口	りょうぞう	筑波大学大学院生命環境系准教授	
早川	なおひで	栃木県議会議員	
でろかわ 廣川	てるみ	元とちぎ観光プロモーション戦略部会委員・ 松川屋那須高原ホテル若女将	
藤井	だいすけ大介	(株)ファーム・アンド・ファーム・カンパニー 代表取締役	
前田	きまると智恵子	元栃木県農政審議会委員· (株)前田牧場専務取締役	
水戸	美津子	聖徳大学学長特別補佐・ (一社)高齢者実践ケア教育研究所所長	
A P L t	均	(一社)栃木県歯科医師会副会長	
A P L T	場子	栃木県自閉症協会会長	
se us 宮島	重雄	公募委員	
なかな 本	あきのり 章 倫	早稲田大学理工学術院教授	
やなぎだ 柳 田	かずこれ子	(一社)栃木県子ども会連合会副会長	
きたなべ 渡邊	勇雄	栃木県建設産業団体連合会会長	
		(以上40名・五十音順・敬称略)	

(以上40名・五十音順・敬称略)

栃木県次期プラン策定スケジュール

年月	県	次期プラン策定懇談会	次期プラン検討会(県議会)
H26 5	〇策定要綱制定 〇策定調整会議設置 〇県政世論調査	〇懇談会要綱制定	(3月25日) 〇第1回検討会 ・正副会長互選
6	〇市町村長意向調査 〇若者意向調査	〇公募委員募集	○第2回検討会 ・年間活動計画について ・意見交換
7	〇調整会議・WG 適宜開催	(7月~8月) 〇懇談会委員決定	
9			○第3回検討会 ・意見交換
10		〇第1回懇談会(10/21) ・次期プランの策定について 等	○第4回検討会(全議員) ・意見交換
11			〇第5回検討会 ・報告書内容・骨子について
12			○第6回検討会 ・報告書(素案)について ○第7回検討会 ・報告書(案)について
H27 2	○第1次素案パブコメ (~3月)	〇第2回懇談会 ·総論(素案) 等	
3			(以下、未定)
H27 5		○第3回懇談会 ・各論の考え方 等	○検討会
6		(4月~9月) 〇懇談会部会の開催	
10	● ○第2次素案パブコメ (~11月)	〇第4回懇談会 ·各論(素案) 等	
H28 1		〇第5回懇談会 ·最終案提示	
2	〇次期プラン庁議決定		
3	〇次期プラン完成・配布		